

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和7年1月24日

令和7年度国民健康保険財政の基盤安定化を図るための諮問に対する答申について

資 料

答申書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3

国民健康保険税の税率・税額の見直しについて・・・・・・・・・・ 4～16

町 民 課

磯 運 協 第 1 号
令和6年12月27日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町国民健康保険
会長 森久保 玲子



答 申 書

令和6年6月24日付、磯町第76号をもって諮問のありました件について、審議の結果、次のとおり答申します。

1 諮問事項

医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に対する賦課税率等の見直しについて

2 答申

上記の諮問事項について、審議の結果、下記のとおり見直し、改定することが適当であるとの結論に達した。

3 答申理由

令和7年度の国民健康保険税率等（以下、「保険税率」という）を改定するにあたり、令和7年度末の被保険者数は、後期高齢者医療保険への移行や、国の制度改正による社会保険の適用拡大などにより、大きく減少することが見込まれる状況にある。

令和7年度の国民健康保険税（以下、「保険税」という）の保険税収入の見込みについては、被保険者の減少に伴い、保険給付費の総額についても、減少傾向にあるが、一方で、医療の高度化や、高齢化による診療回数の増などの要因により、1人当たり給付費については、依然として増加傾向である。

このような状況の中で、保険税収入の減少率に対し、保険給付費の減少率が低く、現行の保険税率による保険税収入で国民健康保険事業を運営していくことは困難な状況である。

これらを踏まえ、収入の不足額を現行の保険税率による保険税収入に加えて、国民健康保険財政調整基金（以下、「基金」という）を取崩すとしても、なお不足が生じることが見込まれ、この不足額を補うためには、本協議会では、令和7年度の保険税率を見直す必要があるという結論に達した。

当然ではあるが、国民健康保険事業が独立採算制を原則としていることから、神奈川県に納付する国民健康保険事業費納付金については、保険税等の財源を充てることが適切と考えられる。

しかし、国民健康保険の被保険者については、低所得者の加入割合が高いことから、独立採算制の原則に基づいて保険税率を設定した場合、低所得者層の被保険者への負担が大きくなり、生活を圧迫することも予見される。また、物価高騰により被保険者の生活は依然として厳しい状況にある。

以上の状況から判断し、不足額を補うために基金を活用することが適切であり、その保有額を取り崩す必要があると考える。そして、基金を取崩してもなお不足する額については、このような実態を考慮すると、法定外繰入金とされている一般会計からの繰入れは不可避であると考えます。

ただし、一般会計から法定外繰入を行うということは、国民健康保険以外の被保険者に対して、二重の負担を求めていることに等しいといえることから、法定外繰入については、最少額に止めることが望ましいと考える。

以上のことから、令和7年度の本町の保険税の賦課額については、被保険者からは所得割率及び均等割額について負担を求めざるを得ない状況にある一方で平等割額については、据え置くという結論に至り、負担を下記のとおりとし、全体の金額ベースで3.50%の増として答申する。

なお、国民健康保険制度の円滑な運営と保健事業の効果的な実施を目指すとともに、記3.「答申に当たり大磯町に要望する事項」について、十分留意されるよう要望する。

記

1. 国民健康保険税の税率・税額表

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	6.8/100	3.1/100	2.6/100
均等割額(一人当たり)	26,500 円	14,500 円	13,600 円
平等割額(一世帯当たり)	21,000 円		

2. 施行期日 令和7年4月1日

3. 答申に当たり大磯町に要望する事項

- (1) 令和7年度の国民健康保険税率等の改定は適当であるという結論に達した。令和8年度以降についても、基金の保有額が少額であることや事業費納付金の増額等も見込まれるため、適正な税率等の改定を図ること。
- (2) 国民健康保険財政の現状を町民が共有するため、あらゆる媒体を活用し、

広報活動を進めること。

- (3) 被保険者の税負担の公平性から、現年度保険税の収納率の向上に努めること。また、過年度保険税の滞納額を減らすことを目標とし、引き続き収納率の向上に努め、徴収体制の整備を図ること。
- (4) 医療機関や調剤薬局等から提出される診療報酬明細書が適正であることを確認する体制づくりの推進、薬剤費の抑制と被保険者の自己負担の軽減につながるジェネリック医薬品の利用促進に努めること。
- (5) 国民健康保険事業の安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げ等財政措置の拡充を図るよう、国に強く要望すること。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導事業を推進し、これまで以上に保健師や管理栄養士が従事することで専門性を向上させ、医療従事者及び保健指導に従事する者の協力のもと、被保険者に対し早期受診による病気の早期発見や重症化予防の啓発に努めること。また、KDB(国保データベース)など様々なデータを積極的に活用し、事業展開を行うこと。
- (7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳以下の被保険者に係る均等割保険税を免除する支援制度を国の負担において創設するよう、国に強く要望すること。

国民健康保険税の税率・税額の見直しについて

1 国民健康保険の現状について

国民健康保険財政については、医療の高度化や、高齢化による診療回数の増などの要因により、一人当たりの保険給付費が増加傾向である一方で、被保険者数の減少により保険税収入は減少しています。

国民健康保険制度は、独立採算制の原則に基づいて運営するものでありますが、現状は、被保険者の減少による保険税収入の減のほか、被保険者の年齢構成が高く医療水準が高い、無職者・低所得者の占める割合が高いことなどの構造的な要因もあり、現行税率を維持したままで必要な財源を確保することが厳しくなっています。

財源不足を補うためには、保険税率を上げる必要がありますが、この場合、低所得者の加入割合が高いことから、低所得者等の被保険者の負担が大きくなり、生活を圧迫することも予見されます。また、物価高騰により、被保険者の生活は依然として厳しい状況にあります。

このことを踏まえ、国民健康保険事業費納付金の負担を含めた財源確保を図るためには、国民健康保険財政調整基金の取崩しを行うほか、財政の健全化を図ることを目的として規定の改正を行い、併せて一般会計からの法定外繰入を行うことが必要となります。

2 国民健康保険被保険者の現状について

① 年齢階層別被保険者数について

令和6年11月30日現在の被保険者数は6,087人となっています。そのうち、65歳以上は2,867人で約47%を占めています。

	被保険者数	被保険者割合
0歳～4歳	67人	1.1%
5歳～9歳	114人	1.9%
10歳～14歳	127人	2.1%
15歳～19歳	130人	2.2%
20歳～24歳	124人	2.0%
25歳～29歳	126人	2.1%
30歳～34歳	152人	2.5%
35歳～39歳	231人	3.8%
40歳～44歳	321人	5.3%
45歳～49歳	366人	5.8%
50歳～54歳	459人	7.6%
55歳～59歳	438人	7.2%
60歳～64歳	565人	9.3%
65歳～69歳	1,084人	17.8%
70歳～74歳	1,783人	29.3%
合計	6,087人	100.0%

② 世帯構成及び所得状況について

令和6年11月30日現在の世帯構成については、単身世帯が最も多く、国民健康保険加入世帯の割合で67.7%となっています。

また、所得200万円以下及び未申告者の所得状況については、3,494世帯82.9%となっています。

なお、国民健康保険税を1か月でも課税した世帯の合計になります。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯	合計
令和6年11月30日時点	2,852	1,058	195	69	39	4,213
	67.7%	25.1%	4.6%	1.7%	0.9%	100.0%

所得状況	世帯数	割合
未申告	110	2.6%
100万円以下	2,732	64.8%
101万円～200万円	652	15.5%
201万円～300万円	309	7.3%
301万円～400万円	172	4.1%
401万円～500万円	77	1.8%
501万円～600万円	38	0.9%
601万円～700万円	27	0.7%
701万円～800万円	19	0.5%
801万円～900万円	17	0.4%
901万円～1000万円	6	0.1%
1,001万円～2,000万円	32	0.8%
2,001万円以上	22	0.5%
合計	4,213	100.0%

3 国民健康保険事業費納付金の推移

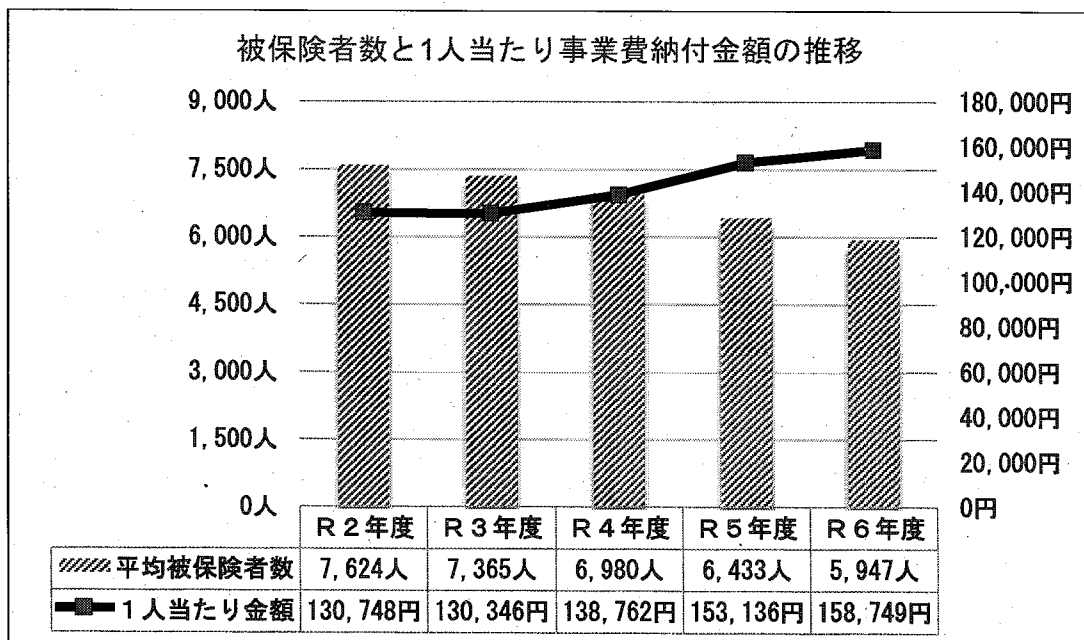
国民健康保険事業費納付金の推移については、医療給付費が年々減少している中で、事業費納付金の額は年度ごとに増減があり、令和6年度までの推移を見ても大きな減少にはなっていません。

また、事業費納付金に対する一人当たりの金額については、被保険者数が年々減少している状況にありますが、令和3年度以降増加傾向となっています。

国民健康保険事業費納付金の推移

年度	事業費納付金額
令和3年度	960,000,949円
令和4年度	968,558,062円
令和5年度	985,123,128円
令和6年度	944,078,651円
令和7年度	874,603,000円

※令和7年度については、予算額を記載。



4 令和7年度の国民健康保険税収納必要額

必要な経費(A)	-	現年度保険税以外の 収納見込額(B)	=	収納必要額(C)
886,606千円		240,883千円		645,723千円

内訳

必要な経費(A)			現年度保険税以外の収納見込額(B)	
事業費 納付金	医療給付費分	576,222千円	特別交付金	50,749千円
	後期高齢者支援金分	216,805千円	基盤安定繰入金	150,945千円
	介護納付金分	81,576千円	法定内繰入金	11,893千円
その他(葬祭費、出産育児一時金等)		12,003千円	滞納分保険税	23,341千円
合計		886,606千円	その他(第三者納付金、延滞金等)	3,955千円
			合計	240,883千円

5 現行税率等での収納見込額

上記、「令和7年度の国民健康保険税収納必要額」で算出された収納必要額(C)を補うため、現行税率等で令和7年度の収納見込を算出した場合、現行で想定される調定額に「国民健康保険被保険者の減少率から算出した所得減少率」及び過去3か年の平均収納率を掛けた収納見込額は603,933千円となり、41,790千円が不足することが見込まれます。

なお、この不足分については、保険税率等の見直し、基金の取り崩し及び法定外繰入金等により財源を確保する必要があります。

収納必要額(C)	-	現行保険税率等の 収納見込額(D)	=	不足額(E)
645,723千円		603,933千円		41,790千円

歳入	現年度保険税以外 の収納額 240,883千円	収納必要額 645,723千円	
		現行税率等の収納見込額 603,933千円	不足額 41,790千円

歳出	事業費納付金総額・その他経費 886,606千円
----	--------------------------

6 国民健康保険運営協議会における審議結果

	医療給付費分	後期高齢者支費金分	介護納付金分	合計 (収納見込額の計)	合計① (各収納見込み額の 千円未満を切り捨て した合計)	設定保険税率での 不足額② 収納必要額－① 645,723千円	財政調整基金 取り崩し額③ R6年度基金保有見込額 27,588千円	一般会計繰入額④ (②－③)
	調定額	413,732,957円	165,158,986円	52,839,879円				
(現行税率)	収納見込額	395,528,706円	157,891,991円	50,514,925円	603,935,622円	41,790千円	20,000千円	21,790千円
	所得割	6.50%	2.90%	2.40%				
	均等割	25,500円	13,500円	12,600円				
	平等割	21,000円	-	-				
(改定率3.50%)	調定額	424,021,392円	174,015,864円	55,781,479円	625,050,709円	20,673千円	20,000千円	673千円
	収納見込額	405,364,450円	166,359,166円	53,327,093円				
	所得割	6.80%	3.10%	2.60%				
	均等割	26,500円	14,500円	13,600円				
	平等割	21,000円	-	-				
現行税率に比べて 21,117千円の増					625,050千円	20,673千円	20,000千円	673千円

* 改定率 3.50%についても、現行税率等で導き出した算出方法と同様に現行で想定される調定額に被保険者の減少から導き出した所得減少率及び予定収納率を掛け、算出しています。

7 国民健康保険税率等の改正概要（施行日：令和7年4月1日）

① 一部改正の内容

国民健康保険税の税率・税額表

改正案：9ページ（改定率3.50%）

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率(現行)	6.5/100	2.9/100	2.4/100
〃 (改正案)	6.8/100 (+0.3)	3.1/100 (+0.2)	2.6/100 (+0.2)
均等割額(現行)	25,500 円	13,500 円	12,600 円
〃 (改正案)	26,500 円 (+1,000 円)	14,500 円 (+1,000 円)	13,600 円 (+1,000 円)
平等割額(現行)	21,000 円		
〃 (改正案)	21,000 円 改定なし		

② 保険税の収納見込額

	現行(A)	改正案(B)	差引(B)－(A)
医療給付費分	3億9,553万円	4億536万円	983万円
後期高齢者支援金分	1億5,789万円	1億6,636万円	847万円
介護納付金分	5,052万円	5,333万円	281万円
計	6億394万円	6億2,505万円	2,111万円
一人当たり保険税	107,310円	111,061円	3,751円

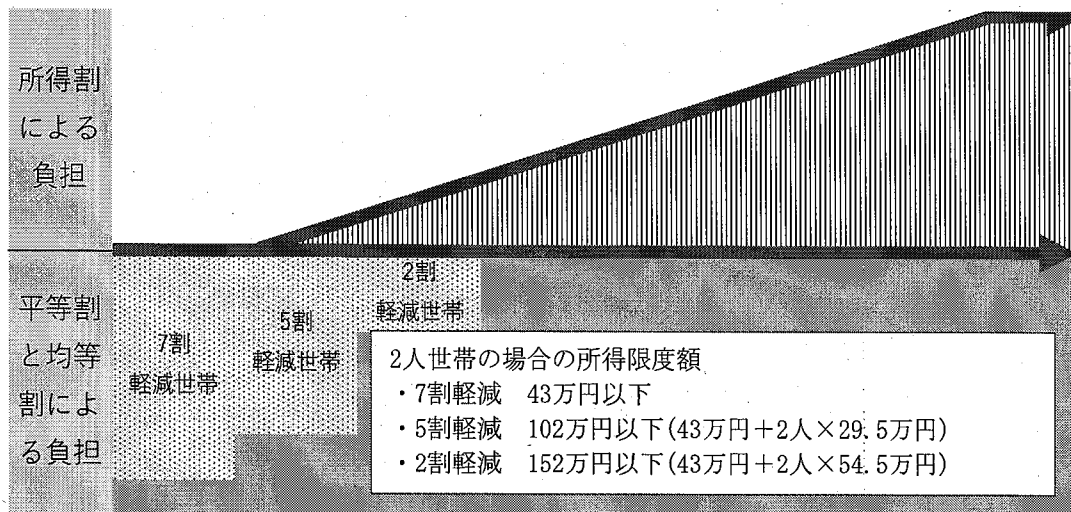
※ 推計平均被保険者数は、5,628人として算定。

③ 改正後の保険税額と軽減額

区 分		保険税額	7 割軽減額	5 割軽減額	2 割軽減額
均 等 割	医療費分	26,500 円	18,550 円	13,250 円	5,300 円
	後期高齢者支援金分	14,500 円	10,150 円	7,250 円	2,900 円
	介護納付金分	13,600 円	9,520 円	6,800 円	2,720 円
平 等 割	医療費分	21,000 円	14,700 円	10,500 円	4,200 円
	後期高齢者支援金分				
	介護納付金分				

未就学児均等割軽減額

区分	軽減なし	7 割軽減額	5 割軽減額	2 割軽減額
医療費分	13,250 円	22,525 円	19,875 円	15,900 円
後期高齢者支援金分	7,250 円	12,325 円	10,875 円	8,700 円



8 国民健康保険税税率等改正による個別世帯の影響

●家族状況（70歳以上単身世帯、年金収入）

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
日本太郎	世帯主	70歳	1,500,000円	400,000円

この世帯は、7割軽減世帯に該当。

世帯員 介護分		1人 0人	現行	改正後
医療給付費分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		25,500円	26,500円
	(あ) 7割軽減		17,850円	18,550円
	(3) 平等割		21,000円	21,000円
	(い) 7割軽減		14,700円	14,700円
	(2) - (あ) + (3) - (い)		13,950円	14,250円
	(A) 合計		13,950円	14,250円
	(a) 調整		13,900円	14,200円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		13,500円	14,500円
	(あ) 7割軽減		9,450円	10,150円
	(2) - (あ)		4,050円	4,350円
	(B) 合計		4,050円	4,350円
	(b) 調整		4,000円	4,300円
介護納付金分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		0円	0円
	(C) 合計		0円	0円
	(c) 調整		0円	0円
年間税額 (a) + (b) + (c)			17,900円	18,500円

(現行より 600 円増)

●家族状況（65歳以上2人世帯、年金収入）

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
小磯太郎	世帯主	70歳	800,000円	0円
小磯花子	妻	68歳	300,000円	0円

この世帯は、7割軽減世帯に該当。

世帯員 介護分		2人 0人	現行	改正後
医療給付費分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		51,000円	53,000円
	(あ) 7割軽減		35,700円	37,100円
	(3) 平等割		21,000円	21,000円
	(い) 7割軽減		14,700円	14,700円
	(2) - (あ) + (3) - (い)		21,600円	22,200円
	(A) 合計		21,600円	22,200円
	(a) 調整		21,600円	22,200円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		27,000円	29,000円
	(あ) 7割軽減		18,900円	20,300円
	(2) - (あ)		8,100円	8,700円
	(B) 合計		8,100円	8,700円
	(b) 調整		8,100円	8,700円
介護納付金分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		0円	0円
	(C) 合計		0円	0円
	(c) 調整		0円	0円
年間税額 (a) + (b) + (c)			29,700円	30,900円

(現行より 1,200 円増)

●家族状況（60歳以上2人世帯、年金収入・給与収入）

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
国府太郎	世帯主	67歳	3,000,000円	1,920,000円
			年金収入	年金所得
			2,000,000円	900,000円
国府花子	妻	64歳	給与収入	給与所得
			1,000,000円	450,000円

世帯員 介護分		2人 1人	現行	改正後
医療給付費分	(1) 所得割		156,650円	163,880円
	(2) 均等割		51,000円	53,000円
	(3) 平等割		21,000円	21,000円
	(A) 合計		228,650円	237,880円
	(a) 調整		228,600円	237,800円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割		69,890円	74,710円
	(2) 均等割		27,000円	29,000円
	(B) 合計		96,890円	103,710円
	(b) 調整		96,800円	103,700円
介護納付金分	(1) 所得割		480円	520円
	(2) 均等割		12,600円	13,600円
	(C) 合計		13,080円	14,120円
	(c) 調整		13,000円	14,100円
年間税額 (a) + (b) + (c)			338,400円	355,600円

(現行より 17,200 円増)

●家族状況（夫婦、子ども1人世帯、給与収入）

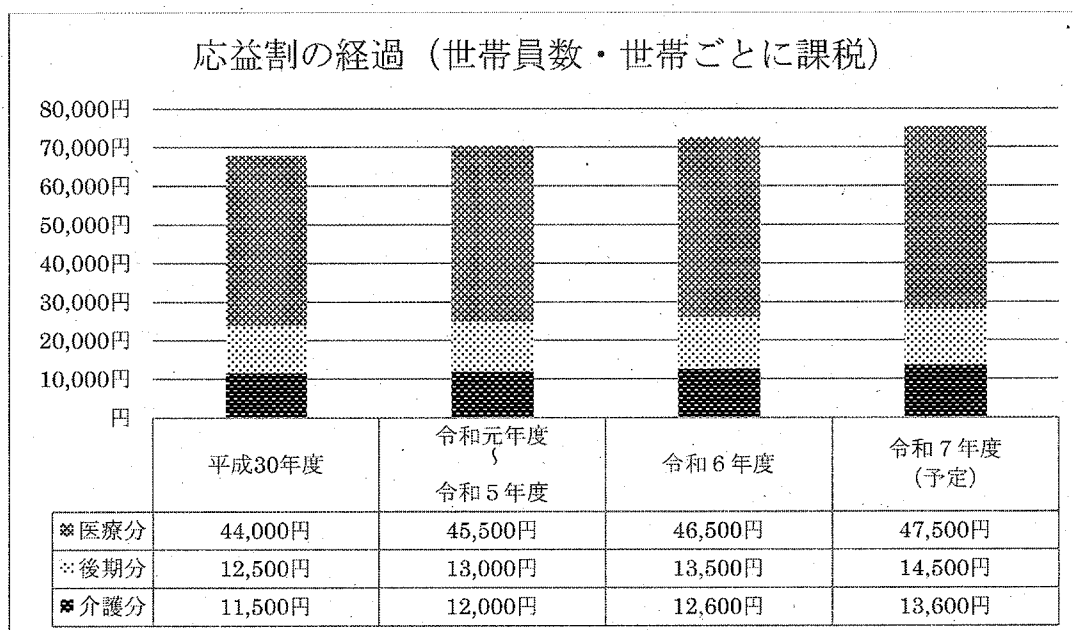
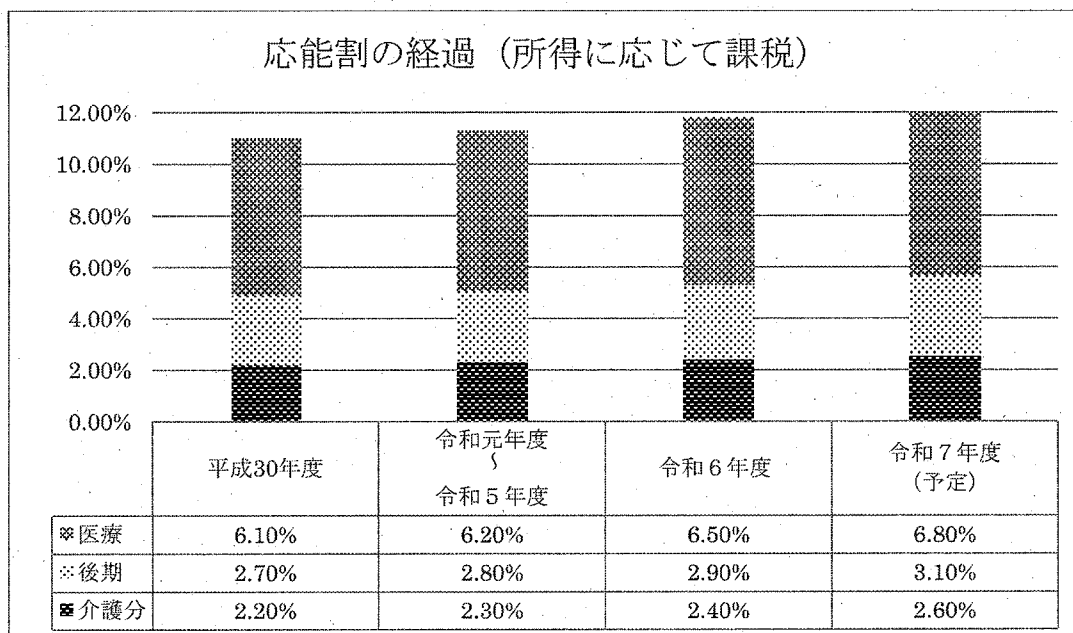
名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
神奈川太郎	世帯主	45歳	4,000,000円	2,760,000円
神奈川花子	妻	38歳	0円	0円
神奈川次郎	子	15歳	0円	0円

世帯員 介護分		3人 1人	現行	改正後
医療給付費分	(1) 所得割		151,450円	158,440円
	(2) 均等割		76,500円	79,500円
	(3) 平等割		21,000円	21,000円
	(A) 合計		248,950円	258,940円
	(a) 調整		248,900円	258,900円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割		67,570円	72,230円
	(2) 均等割		40,500円	43,500円
	(B) 合計		108,070円	115,730円
	(b) 調整		108,000円	115,700円
介護納付金分	(1) 所得割		55,920円	60,580円
	(2) 均等割		12,600円	13,600円
	(C) 合計		68,520円	74,180円
	(c) 調整		68,500円	74,100円
年間税額 (a) + (b) + (c)			425,400円	448,700円

(現行より 23,300 円増)

9 平成 30 年度以降の国民健康保険税率等の経過

平成 30 年度以降の保険税の税率等を比較しました。



※均等割は、世帯員全員に課税するものです。

※平等割は、世帯ごとに課税するのです。